

## テレメーター（無線装置）について

本装置で使用している無線装置は、電波法第4条、及び電波法施行規則第6条に規定される特定小電力無線局のうち、電波を利用して、遠隔地点における測定器の測定結果を自動的に表示し、又は記録するためのテレメーター用、及び電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更、又は終止させることを目的とする信号の伝送を行うテレコントロール用無線設備のための無線装置です。

本無線装置は、電波法、無線設備規則に基づいた無線装置で、特定無線設備の技術基準適合証明に合格したものです。したがって本無線装置の使用に当たっては、免許、資格は不要です。

使用周波数範囲は、429.1750MHz～429.7375MHzの12.5KHz間隔で46チャンネルを構成している内の1チャンネルを使用しています。発信方式は水晶制御による周波数シンセサイザ方式で、送信出力は0.01W以下です。規定により、46チャンネル以外の周波数の電波の発射ができない構造になっています。

本無線設備が、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えた場合に措置すべき内容は、電波法第82条で規定されています。

### 無線装置の定格

無線局の種別	特定小電力無線局
通信方式	単向、又は単信
通信内容	テレメーター用及びテレコントロール用のための信号の伝送
電波型式	F1D
空中線電力	0.01W +20% -50%以内
送信周波数	429.1750MHz 以上、429.7375MHz 以下の周波数であって、429.1750MHz 及び429.1750MHz に12.5KHzの整数倍を加えた周波数
受信周波数	送信周波数と同一周波数
通話チャンネル間隔	12.5KHz
無線チャンネル数	46チャンネル
発信方式	発信周波数を水晶発信により制御する周波数シンセサイザ方式
空中線インピーダンス	公称50Ω不平衡
無線回線制御方式	手動及び外部制御によるチャンネル切替方式
呼出名称記憶装置	S-2919C1F
呼出名称信号方式	郵政省告示による
電源	DC5V
予熱時間	5秒以下